日本国憲法

第九条 国際紛争の解決手段として武力による威嚇又は行使の永久放棄

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これ 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力 による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、 を認めない。 永久にこれを放棄する。